

地位利用第三者児童虐待防止法案(通称)成立の効果について

[現状と法改正後の効果]

- 仮に、昨今、被害が証言されているジャニーズ事務所における性加害のように、経済的・社会的な影響力を有する第三者が、13-15歳の児童に対して性交等を行った場合、現行の規定では、
 - ・ 刑法上、性交同意年齢が13歳以上とされているため、当該13-15歳の児童が性行為について同意していたと加害者側が主張することも考えられるほか、
 - ・ 児童虐待防止法上、保護者以外の第三者による行為は児童虐待に該当しないことから、通報義務を含む同法に規定する施策の対象とはならない。
- 一方、現在国会で審議中の「刑法等改正案」や提出予定の「地位利用第三者児童虐待防止法案(通称)」が成立すれば、
 - ・ 性交同意年齢が16歳以上に引き上げられることで、刑法上、16歳未満の児童に性行為を行った時点で、同意の有無にかかわらず、処罰が可能となり、
 - ・ 影響力を有する第三者による性的虐待も、児童虐待防止法上の児童虐待とみなされ、発見者に通報義務が課せられることになり、被害の早期発見や発生抑止につながる。

[通報義務の対象を保護者以外の第三者による虐待に拡大することによる効果等]

- 経済的・社会的に強い立場にある大人から、弱い立場にある児童が性被害を受けた場合、自分だけの力で助けを求めることは難しい。この法案により、通報義務の対象を広げ、声を上げやすい環境を整えることで、多くの人が見て見ぬふりをやめるようになり、更なる被害の抑止につながる。
- ジャニーズ事務所の創業者による一連の性加害疑惑についても、児童虐待防止法が当初から第三者による性的虐待も対象としていれば、性加害に気付いた同僚タレントや会社関係者からの通報や相談が寄せられていた可能性がある。

例え通報に至らなくても、これらの者が「通報せざるを得ないからこれ以上の行為はやめてください」「被害者がこれ以上増えれば会社や警察に言います」などと訴えることで、加害者側への牽制や未然防止の効果が期待できる。
- 社会的地位を悪用した第三者による性加害が社会的に大きな問題となっている今だからこそ、国会で議論を行い、法案を成立させることができれば、報道等による国民への周知・啓発の効果は大きい。そのことが性被害の早期発見や未然防止につながり、芸能界のみならず、被害者を生まないことにつながる。
- 性被害に声を上げやすい社会を構築していくためには「どういった行為が性的虐待に当たるのか」「どこに相談したらよいのか」「通報者や被害者のプライバシーは守られるのか」などの国民の疑問に丁寧に対応していくことが重要である。法案成立は国民に向けての周知・啓発を図るための大きなきっかけになる。